

令和5年[上期] 行事(活動)状況報告

令和5年6月

月 日	行事(活動)
2/12	令和5年度 定例役員班長会 ものづくりの工房 10:30~12:00
2/16	第17回 定期総会 開催の手配(予約) 北部公民館 8:30 [4月16日(日) 北部公民館 講堂 10:00~12:00]
3/5	清水公園東二丁目21街 開発事業(行為許可) 大和測量 株式会社
3/12	令和4年度 会計監査を実施 ものづくりの工房 10:30~ 会計・、監事・、(立会・ 副会長)
3/25	野田市 公民館長との懇談会※欠席 中央公民館 会議室 10:00
3/27	役員の退任[欠員]に伴い、選任致しました。 広報・ さん【新任】 ※文書配達先変更申請(届)を提出。市報5/1号から
4/9	令和4年度 定例役員班長会(役員のみ) ものづくりの工房 10:30~12:00
4/12	野田市役所 市民生活課「市民活動災害保険」 届出 / <u>BBQ大会</u>
4/16	第17回 定期総会 開催 北部公民館 講堂 10:00~12:00
4/23	自治会 懇親会を開催しました。 19:00~(役員のみ、自費)
5/1	広報/資料の配布先を変更しました。変更前:会長⇒変更後: さん(広報) 柳沢小学校 学校便り「やなぎさわ」
5/5	広報/資料の配布先を変更しました。 野田市駅前交番「野田市駅前交番だより」
5/11	①環境美化活動 実施の報告および報奨金交付申請書を提出。 環境保全課 ②法人市民税減免申請書を提出。 課税課
5/21	令和5年度 臨時役員会(BBQ大会・打合せ) ※班長/出席あり ものづくりの工房 10:30~12:00
5/22	防犯灯 設置の依頼 O2丁目8~9 防災安全課 /
5/26	野田市消防本部 【BBQ】火気使用許可の届け出をしました。
5/28	自治会 区画整理地内 防犯灯設置[配電設備] 承諾(代表) O2丁目27-1、2丁目28 協立電業/NTT
6/4	◇環境美化運動を実施(自治会区域内) 10:00~11:00 参加人数 171名
	◇バーベキュー大会を開催(ソライエひろば) 12:20~15:00 参加人数 194名
6/8	環境美化運動 完了報告及び報奨金交付申請書 《提出》 /環境保全課

6月4日 バッキュー大会 参加人数

資料②

6月開催

班名	総世帯数	参加世帯	大人	子供	70歳	
1-03	8	6	8	7	0	4000
1-05	5	0	0	0	0	0
1-06・07	5	0	0	0	0	0
1-11・12・13	8	1	2	1	0	1000
1-16-1	11	1	1	0	0	500
1-16-2	10	0	0	0	0	0
1-17・24	15	1	1	2	0	500
1-18	3	3	5	6	0	2500
1-19-1	13	1	1	0	0	500
1-19-2	13	0	0	0	0	0
1-20・21・22	16	4	7	6	0	3500
1-23	18	2	2	1	2	1000
1-28	7	1	1	1	0	500
1-29・31	15	3	2	5	1	1000
2-02・03	6	1	3	0	0	1500
2-07・08	9	5	9	11	0	4500
2-08	9	4	10	3	1	5000
2-09・10	11	5	8	9	0	4000
2-10	11	5	10	9	0	5000
2-11・12	11	2	3	2	0	1500
2-19	6	2	3	2	0	1500
2-24・25・26	15	5	5	6	1	2500
2-32・33	7	7	13	12	0	6500
2-35	5	2	4	4	0	2000
2-36	7	1	2	2	0	1000
計	244	62	100	89	5	50000

62/244 0.25

194

寄付 ビール1箱
ビール1箱

本年度の総会議案

1. 清水公園東自治会規約 第14条(会計)の改定について

1) 自治会費の改定について

	現行	改定後
自治会費	2,400 円	→ 2,000 円
別途積立金	2,400 円	→ 2,000 円
計	4,800 円	→ 4,000 円

2) 会計年度について

昨年度のように4月に総会を開催するのであれば改定が必要。

現行	改定後
4月1日から3月31日	→ 3月1日から2月28日

しかし、会計年度を現行通りにするならば、準備の都合上総会は5月開催。

3) 会費の徴収期について

現行	改定後
前期と後期	→ 年1回

2. 繰越金の扱いについて

毎年、300万強の繰越金があり、健全な収支運用でない。

その内の200万を別途積立金に転用しては？

・自治会館建設の頭金を早期に準備するため

3. その他

・新年度役員会について

新班長さんに班の名簿を早期に配布する必要があるので、役員班長会議を4月に開催しては？

自治会規約 第14条 (会計) の改正 (案)

現行 (改定前)

第14条 (会計)

通常会費は、半期2,400円とし、加入期の次期より徴集する。

加入期は、加入者が加入申込書を提出した月により、第14条第4項で決定する。

2. 会計は、一般会計とする。必要に応じて特別会計を設けることができる。
3. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
4. 徴収期は前期と後期とし、前期は4-9月、後期は10-3月とする。
5. 会計帳簿並びに、納品書、領収証等の保存期限は5年とする。

改定後

第14条 (会計)

自治会費は年間2,000円とする。なお、自治会館建設費として、年間2,000円を別途徴収する。

自治会加入申込書を提出した新規加入希望者には、次年度より会費を請求し、正会員とする。

2. 会計は、一般会計とする。必要に応じて特別会計を設けることができる。
3. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
4. 会費等の徴収は年1回とし、徴収時期は6下旬-7月中旬とする。
5. 会計帳簿並びに、納品書、領収証等の保存期限は5年とする。

2022年度実績

収入		支出	
自治会費	992,000	役員会運営費	67,477
自治体交付金	100,400	自治会活動費 ① 環境美化運動活動費	57,425
野田市美化奨励金	62,750	② 資源ごみ回収活動費	5,271
資源再利用助成金	26,697	③ 社会福祉協議会会費	60,000
再資源化事業助成金	60	④ BBQ大会助成金	0
地区資源回収委託料	93,000	⑤ 夏休み子供会活動費	9,733
還元金(社会福祉協議会)	0	別途積立金	595,200
定期利息	256		
普通利息	28		
合計	1,275,191		795,106

『資源再生利用促進助成金』から
『資源回収報償金』へ変更になります

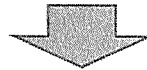
令和5年4月回収分より、自治会等における資源回収に伴う助成金については、現在①「資源再生利用促進助成金」、②「地区資源回収委託料」、③「生きびん代の現金支給」を行っておりますが、それぞれの支払を一つに統合し、「資源回収報償金」と変更します。

① 報償金単価

$$\text{資源回収報償金} = \text{資源回収量} \times 8 \text{円/kg}$$

回収品目ごとの単価から、一律単価に変更します。

- 【変更前】 ①資源再生利用促進助成金（回収量に応じて7品目それぞれの単価で支給）
②地区資源回収委託料（1世帯あたり200円の支給）
③生きびん代の現金支給



【変更後】 資源回収報償金（回収量に応じて一律8円の単価で支給）

② 報償金交付申請書 ※別紙のとおり

自治会の負担軽減の考えから、3か月分をまとめて、回収量のみの記載に変更しますので、同封の新しい申請書をご利用ください。また、再資源化事業協同組合から届く仕切伝票も、3か月分をまとめて、担当者に送付します。

③ 報償金の交付回数・提出期限等について

報償金の交付については、3か月ごとの申請に変更し、3か月分をまとめて申請書に記載された団体の金融機関口座への振込となります。

回収月	提出期限	報償金交付月
4月～6月までの回収分	7月15日	8月
7月～9月までの回収分	10月15日	11月
10月～12月までの回収分	1月15日	2月
1月～3月までの回収分	4月15日	5月

※申請書提出期限が、土曜日・日曜日・祝日だった場合、その前日の市役所開庁日。

※申請書の提出後に、振込先の口座名義等が変更になった場合は、ご連絡ください。

④ 減額緩和措置分について

資源回収量が増加すれば、報償金が増加することになりますが、回収量の少ない団体は減少することとなるため、10%以上減額となる団体に対しては、5年間の時限的な措置として、旧制度で算出した額と新制度で算出した額の割合が、1年目は90%、2年目は80%と段階的に10%ずつ削減し、5年目に50%を上限に、それを下回る場合はその割合に満たない部分を補てんする減額緩和措置を実施します。